

あま市一般乗合旅客自動車運送事業運賃料金協議会設置要綱

令和8年7月16日

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第9条第4項の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な一般乗合旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）について協議を行うため、あま市一般乗合旅客自動車運送事業運賃料金協議会（以下「運賃料金協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 運賃料金協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための一般乗合旅客自動車運送事業に係る運賃等に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、運賃料金協議会が必要と認める事項

(運賃料金協議会の構成員)

第3条 運賃料金協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) あま市長又はあま市長が指名する職員
 - (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
 - (3) 中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
 - (4) 住民の代表
- 2 前項第4号に掲げる者は、必要の都度、あま市長が指名する。
- 3 複数の一般乗合旅客自動車運送事業者との協議が必要となる場合は、当該事業者ごとに協議を行うものとする。

(運賃料金協議会の運営)

第4条 運賃料金協議会に会長を置き、前条第1項第1号に規定する委員をもって充てる。

- 2 会長は、運賃料金協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 運賃料金協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、決議することができない。ただし、委員が書面により権限を委任した代理者が出席する場合は、当該者の出席をもって委員が出席したものとみなす。
- 5 前項ただし書きの規定は、前条第1項第4号に規定する委員については適用しない。
- 6 運賃料金協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 運賃料金協議会は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障をきたすと会長が認める場合には、非公開とすることができる。
- 8 委員の報酬について、これを支給しない。ただし、会議の開催方法その他の事情により別の取扱いが必要と認められる場合は、別途協議するものとする。
- 9 運賃料金協議会の庶務は、あま市市長公室企画政策課において処理する。

(書面協議)

第5条 会長は、協議事項の内容に応じ、会議の開催に代えて、書面により決議を行うことができる。

- 2 前条第6項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において同項中「出席委員」とあるのは「委員からの書面」と読み替えるものとする。

(軽微な事案の取扱い)

第6条 会長は、次に掲げるときであって、運賃等の実質的な変更を伴わない軽微な事案と認めるときは、第2項に定めるところにより、会議の開催を省略することができる。

- (1) 均一制運賃を適用する路線又は系統において、系統変更を伴う停留所の新設、変更、路線の付替え又は一部延伸があるとき。ただし、競合する路線がある場合又は路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れる場合を除く。
- (2) 工事、災害、交通規制その他やむを得ない事情により、一時的な迂回又は停留所の休止若しくは移設を行うとき。
- (3) 新たな決済手段を追加するとき。
- (4) 毎年又は定例的に実施する行事等に伴う一時的な営業割引その他これに類する取扱いであって、あらかじめ運賃料金協議会において軽微な事案として取り扱うことを確認したとき。

2 第1項の規定により会議の開催を省略する場合は、会長は、あらかじめ委員に当該事案の内容を通知し、会議の開催を省略することについて異議の有無を確認するものとする。この場合において、委員から異議があったときは、運賃料金協議会において協議するものとする。

(協議結果の取扱い)

第7条 運賃料金協議会において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 運賃料金協議会において協議が調った事項は、別記様式によりあま市地域公共交通会議に報告する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運賃料金協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月16日から施行する。

別記様式（第 7 条関係）

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる
協議が調っていることの証明書

あま市一般乗合旅客自動車運送事業運賃料金協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

- 1 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
- 2 運賃を適用する路線又は営業区域
- 3 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
- 4 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

〇〇年〇〇月〇〇日

あま市一般乗合旅客自動車運送事業運賃料金協議会